

令和6年2月28日
(午前10時現在)

関係各位

熊毛支庁屋久島事務所長

県道の通行規制の解除日について（お知らせ）

西部林道の一部は現在、橋（川原1号橋）の流失のため通行止めを行っておりますが、解除日についてお知らせします。

記

1 通行止めの区間

県道上屋久永田屋久線

(1) 規制区間

西部林道内のカーブミラー43番から58番の間（約1.7km）

(2) 規制の内容

橋（川原1号橋）の流失のため全面通行止め

(3) 規制解除日

令和6年3月19日(火) 午前10時

2 問合せ先

鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所

建設課 46-2213

総務企画課 46-2211